

魚沼民商だより

2017年
4月 24日
第2051号

〒 946-0032

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail: uminsyo@rose.ocn.ne.jp

大和・新旧班長引継会が 盛況に行われました!

4月13日、大和支部はおみき屋さんにて、「2017年度 魚沼民商大和支部 新旧班長引継会」が19名の参加で盛況に行われました。

この会は、旧班長の皆さんには「この一年間お疲れさまでした」、新班長の皆さんには「この一年間宜しく願います」と、慰労と顔合わせの目的で開催されたものです。

岡村支部長(副会長)は、全国商工新聞号外を示しながら「昨春、建設業を営んでいる会員から『現場監督から、社会保険に加入していないと現場に入れないと言われた』と声が寄せられました。また先般、申請型『換価の猶予(※税金の分納制度)』学習会が開かれ多くの方が参加していました。困っていない業者はいません。私たちの回りには相談できる場を求めている業者がいます。ぜひ皆さんから民商のことを話し、ぜひ紹介してください。お願いします」と、主催者あいさつで「民商の出番」を強調していました。

参加者から「建設業の許可を取得したい(建築)」、「法人設立するには(板金)」、「取引先を拡げるには、SNSは効果的だ(鉄工)」など、積極的な話題が飛び交



全国商工新聞号外を熱心に見つめています

いました。

税務署へ換価の猶予申請 書を提出してきました!

4月17日、飲食店を営んでいる会員Aさんは「換価の猶予申請書」(※8回分納)を小千谷税務署へ提出してきました。

申請書(※換価の猶予申請書、財産収支状況書の2通)を作成するに当たって、2回打ち合わせを行いました。

当日は申請書の提出の他に、通帳等の書類提示は求められませんでした。面接に30分を要し、商売の現状を詳しく話したり、書類では「財産収支状況書の財産等の状況」の記入欄を聞き取りで埋めました。

署員から「これで良いでしょう。この時期は申請数が多いので、結果通知は約3ヶ月位はかかるでしょう。3回分の納付書を渡しますので納付計画通りに納めてください。今日はお疲れさまでした」と無事終了致しました。

Aさんは「いやあ、頭が軽くなって良かった。意外とスムーズだった」と感想が述べられました。

小規模事業者持続化補助 金の申請募集を開始!

4月14日、中小企業庁は「平成28年度第2次補正予算」小規模事業者販路開拓支援事業(小規模事業者持続化補助金)の追加募集を開始することが告知されました。

申請期間は4月14日～5月31日の期限となっています。補助率は補助対象経費の3分の2以内。補助上限額は50万円です。今回は「60歳以上である場合」には以下の『事業承継診断票』を提出いただくとともに、後継者候

補が中心となって取り組む事業を重点的に支援します」と事業の目的・概要が示されました。

早速、中小企業庁にこのことを問い合わせいたら「支援の重点はその通りですが、制度は今まで通りですので、なんら変わりありません」と回答が得られました。

皆さん、この制度を活用して商売を伸ばしましょう。そしてこの制度を活用したい方は、役員及び民商事務所へご連絡ください。

うおぬま総がかり行動実行委員会からのお知らせ

うおぬま総がかり行動実行委員会は「安保法制(11戦争法)廃止」「共謀罪(2ア口等準備罪)反対」の声を魚沼の地域から上げようと、4月19日を皮切りに毎週火曜(16時40分～17時10分)、小出駅付近でスタンディング&トークリレーを行います。

憲法記念日の5月3日(11時00分～正午)には、国道17号沿いの塩信付近にて、スタンディングを計画しています。

限られた行動スケジュールですが、皆さんからの積極的な参加をお待ちしています。



ウラ面もご覧下さい!

法律相談のお知らせ

日時 5月 25日(木) 午後1時より
会場 民商事務所
弁護士 大沢 理尋 先生
(新潟中央法律事務所)
相談料 3,000円

※事前の予約制です。早めに民商事務所までご連絡ください。